

懲戒処分の公表について

令和 2 年 6 月 11 日
国立大学法人滋賀大学

このたび、本学職員に対して以下のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 被処分者 教育学部附属特別支援学校教諭(30歳代 男性)
2. 処分年月日 令和2年6月10日
3. 処分の内容 停職(6ヶ月)
4. 事案の概要

被処分者は令和2年3月20日、草津市内において携帯電話を窃取し、草津警察署に取り調べを受けるまで、自宅等に放置していた。

被処分者の行為は、国立大学法人滋賀大学職員就業規則第45条第4号等に該当することから、懲戒処分を行った。

5. 学長コメント

本学職員が、このような重大な非違行為を行ったことは誠に遺憾であり、被害者及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。また、児童・生徒・学生及び保護者をはじめとして本学に関係する皆さま並びに本学をご支援いただいている地域社会の皆様方の信頼を裏切ることとなり、重ねてお詫びを申し上げます。

今後はこのようなことが起こらないよう、すべての職員に対して自覚を促すとともに、一人ひとりが法令を遵守し、職業倫理を高めていくよう努める所存です。